

平成25年7月26日

1. 趣旨

社会福祉法人紀宝町社会福祉協議会（以下、社協）のウェブサイトを立て上げ、情報を掲載するに当たって留意すべき事項及び公式ホームページの運営に関し内容を検討する為に実施する。また、ブログ、サイト等（以下「サイト等」という。）とのリンクを設定する場合に適正な利用を行うために必要な事項を検討するものとする。

2. 検討委員の構成

検討委員の構成は、本所・鶴殿事業所・神内事業所・アプローチ事業所から各1名（合計4名）とする。

また、協議内容や必要に応じて、職員を参集する。

3. 会議内容

- (1) ホームページ立ち上げに関する事
- (2) ホームページの活用方法に関する事
- (3) ホームページ作成に関する事
- (4) その他

4. 活動方針

(1) 事業推進に関する事項

ホームページの充実を図り、掲載する各課コンテンツを適正に管理し、ホームページ閲覧者の利便性を考慮しながら行うことにより、各事業の推進を図るものとする。

(2) 情報公開に関する事項

「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日障発第890号・社援発第2618号・老発第794号・児発第908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）においては、法人の業務及び財務等に関する情報については、一般に対しても、会報への掲載のほか、新聞等への公告、法人事務所における閲覧、インターネット上での公開等の方法により自主的に公表することが適当であると示されており、社会福祉法人の積極的な情報開示を求めているところです。」に基づき情報を開示する。

(3) 個人情報保護に関する事項

社協の個人情報保護規程に基づき、個人情報の保護に留意しなければならない。

5. 事務局

法人運営係が行う。